

札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業に係る
協定書

(目的)

第1条 この協定は、札幌刑務所における精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）に関して、北海道大学病院附属司法精神医療センター、法務省矯正局、矯正研修所及び札幌刑務所が連携協力して、相互に有する資源、研究等の効果的活用を図りながら、精神障害を有する受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 四者は、次の取組について連携・協力する。

- (1) モデル事業対象者に実施する改善指導プログラムの実施
- (2) モデル事業に係る効果検証の実施
- (3) その他四者が協議して必要と認める取組

(守秘義務)

第3条 四者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、四者のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後モデル事業終了の日（別途指定）まで同様とする。

(雑則)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、当事者間で協議の上定める。

以上を証するため、本協定書4通を作成し、北海道大学病院附属司法精神医療センター、法務省矯正局、矯正研修所及び札幌刑務所において各1通を保有する。

令和6年4月22日

北海道大学病院附属司法精神医療センター
センター長

賀古 勇輝

法務省矯正局
局 長

花 村 尊 文

矯正研修所
所 長

小林 祐一

札幌刑務所
所 長

近 谷 篤 史